

## 建築基準法による位置指定道路の 基準の見直しについて

～市民の皆さんの御意見をお寄せください～

建築基準法による位置指定道路とは、土地を建築物の敷地として利用するために造られた道（私道）で、京都市長からその位置の指定を受けたもののことです。

京都市では、これまで「京都市道路の位置の指定の基準の特例に関する条例」を定めて、位置指定道路が適切に造られるよう運用してきましたが、この度、より安全で安心なまちづくりを目指すとともに、良質な住宅を供給するため、その基準の見直しを行っています。

具体的には、そこに住む方々の避難及び通行の安全性を十分に確保するため、道路の幅員や延長、舗装などの基準を整備しようとするものです。

この度、見直し案の概要がまとまりましたので、市民の皆さんからの御意見を募集します。

平成 18 年 7 月

京都市都市計画局建築指導部指導課

# 建築基準法による位置指定道路の 基準の見直し案の概要について

## 1 目 的

安全で安心なまちづくり及び良質な住宅の供給を目的として、建築基準法による位置指定道路の基準について見直しを行うものです。

## 2 位置指定道路の基準の概要

項 目	見直し（案）	現行基準
① 幅 員	○ 6m以上とします。 ただし、周囲の土地利用の状況等（※1）によりやむを得ないと認めるとき又は袋路（※2）を拡幅整備する場合は、4m以上とすることができることとします。	○ 4m以上
② 延 長	○ 35m以下とします。 既存の行き止まりの道路に接続する場合は、既存道路を含めて35m以下とします。 ただし、袋路を拡幅整備する場合は、転回広場を設けることにより70m以下とすることができることとします。	○ 道路から道路に接続している場合、100m以内 （幅員5m以上無制限） ○ 幅員6m以上の場合、無制限 ○ 幅員6m未満の場合、終端及び35m以内に転回広場を設けた場合、70m以下
③ すみ切り	○ 3m以上とします。 ○ 幅員を4m以上6m未満とすることができる場合は、2m以上とします。	○ 幅員6m未満の場合、2m以上 ○ 幅員6m以上の場合、3m以上
④ 接続先道路からの後退	○ 接続先道路の幅員が6m未満のときは、接続先道路の反対側の境界線から6m後退とします。	○ 接続先道路の幅員が4m未満のときは、接続先道路の中心線から2m後退
⑤ 舗 装	○ コンクリート又はアスファルトコンクリート舗装とします。 ○ こう配が9パーセント以上の場合、滑り止めの処置を施すこととします。	○ 砂利敷その他ぬかるみにならない構造 ○ こう配が9パーセント以上の場合、コンクリート又はアスファルトコンクリート舗装とし、かつ、滑り止めの処置を施すこと
⑥ 敷地の配置	○ 位置指定道路の道路境界線の全長にわたり位置指定道路を利用する建築物の敷地が接していることとします。 ただし、周囲の土地利用の状況等（※3）によりやむを得ないと認めるときは、この限りでないこととします。	
⑦ 地目変更	○ 位置指定道路は、登記上の地目を公衆用道路とすることとします。	
⑧ 指定の拒否	○ 安全上又は公益上、重大な支障があると判断される場合は、道路の位置の指定を拒否することができるものとします。	

※1 土地利用区域の周囲ががけ地、川、線路敷地、その他これらに類するもの又は学校、公園等の公共施設が存在するため、幅員6mの道の確保が困難で、かつ、土地利用が制限され、その面積が小規模で、交通上、安全上支障がないと判断できる場合等

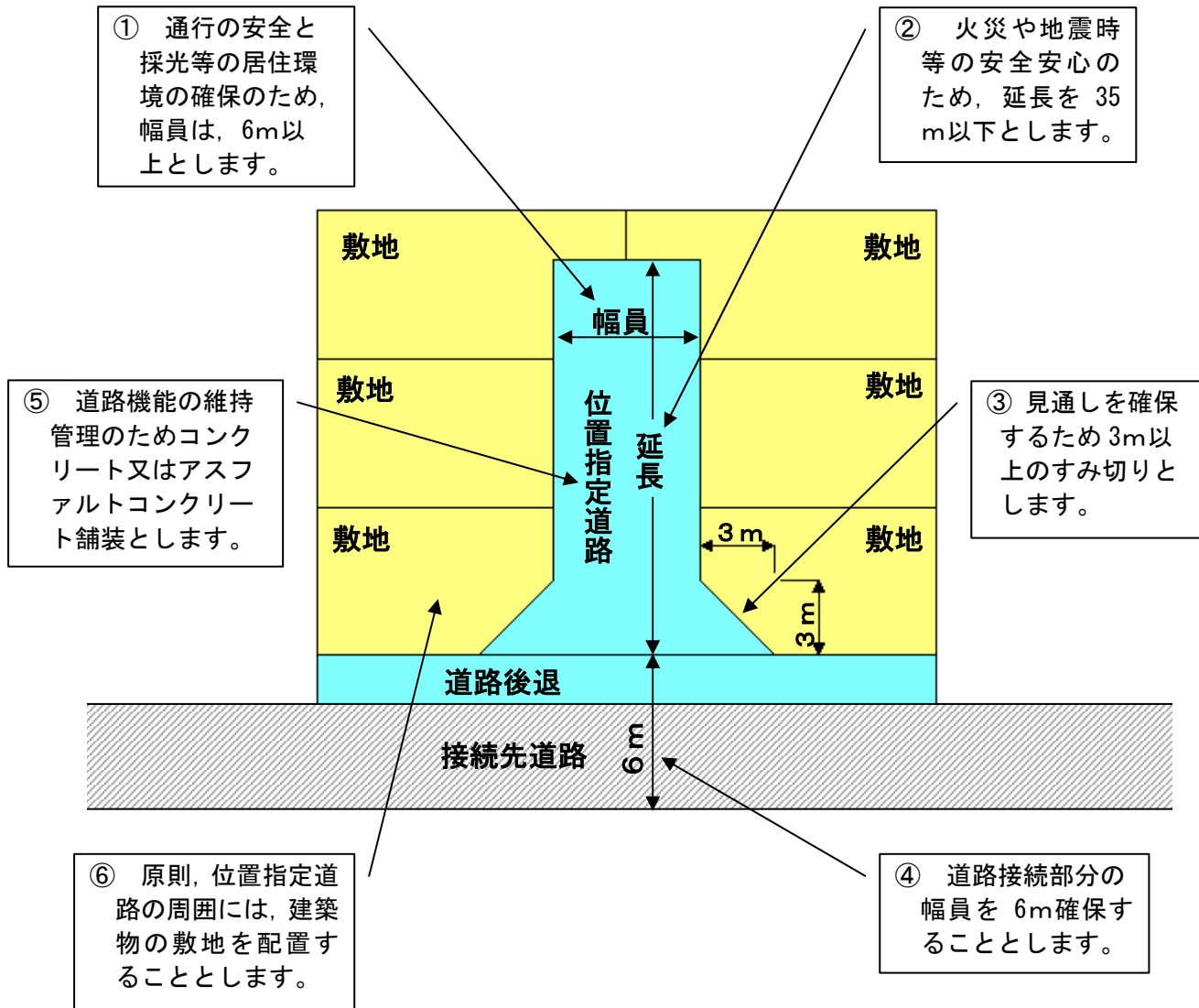
※2 袋路とは、建築基準法第3章の規定が適用された期日（昭和25年11月23日他）に立ち並びがある幅員1.8m以上4m未満の行き止まりの通路

※3 土地利用区域の間口が狭小で、かつ隣接する土地に既存建築物が存在するか又はがけ地、川、線路敷地、その他これらに類するもの又は学校、公園等の公共施設が存在するため、敷地を配置することが困難と判断される場合等

## ○ 位置指定道路の概念図

見直しに係る位置指定道路の幅員や延長などの基準、位置指定道路と建築物の敷地の関係を下図に示します。

### — よりよいまちづくりに向けて —



## 3 施行時期

平成19年1月頃を予定しています。

# 御意見の募集

## 1 応募の方法

別紙の意見提出用紙に御意見を御記入のうえ、次のあて先に郵送又はファックスでお送りいただくほか、電子メールでも受け付けています。

## 2 あて先

- (1) 郵送 〒604-8571 (住所を書かなくても届きます)  
京都市役所 都市計画局建築指導部指導課 道路担当あて
- (2) ファックス 075-212-3657
- (3) 電子メール kenchiku-sidou@city.kyoto.jp

## 3 募集期間

平成 18 年 7 月 20 日 (木) 必着でお願いします。

## 4 問い合わせ先

このリーフレットについてのお問い合わせは、京都市都市計画局建築指導部指導課までお願いします。

また、御意見の募集の案内は、指導課ホームページにも掲載しています。

電話番号 075-222-3620

U R L <http://www.city.kyoto.jp/tokei/sidou/>

お寄せいただいた御意見は、氏名、住所、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレスを除き、公表される可能性があります。また、お寄せいただいた御意見に対する個別の回答は行っておりませんので、あらかじめ御了承ください。

なお、お寄せいただいた御意見の取りまとめの結果及び御意見に対する回答につきましては、平成 18 年 9 月頃に、指導課ホームページにおいて掲載を予定しています。



発行 京都市都市計画局建築指導部指導課  
京都市印刷物第 184144 号

